

コンピュータ・ウイルスに関する事案認知時の対応チャート



※不正指令電磁的記録に関する罪（ウイルス罪）とは

正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録等を作成・提供・供用・取得・保管する行為を処罰するものである。

行為	根拠法令	罰則
作成・提供	刑法第168条の2第1項	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
供用 (未遂規定あり)	刑法第168条の2第2項	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
取得・保管	刑法第168条の3	2年以下の懲役 又は30万円以下の罰金